



## 寡婦…と、寡夫。

税理士・CFP® 越 智 浩

### Q. 夫を亡くした年以降の確定申告。

昨年7月に夫を亡くしました。本年1月に遺産分割協議が整い、私甲は、自宅と自宅に隣接する月極駐車場用地（月額75,000円の賃貸収入あり。）を相続しました。他の遺産、預貯金などは子供たち3人が均等に相続しました。相続税はかかりません。

今まで亡夫が、月極駐車場の収入について所得税確定申告（私は控除対象配偶者に該当。）をしておりましたが、これからは、私がしなければなりません。駐車場の収入以外には年金収入があるだけです。何か受けられる所得控除があるのでしょうか？

### A. 寡婦控除と寡夫控除、そして扶養控除について。

相続が完了してまもなく、あるいは、遺産分割協議中であろうと所得税の確定申告は始まり、申告期限は到来する。以前、遺産未分割の場合の所得税・消費税の確定申告手続きの一例について紹介したが、今回は遺産分割後第1回目の所得税確定申告のケースである。

《設例》では、甲の合計所得金額（注1.）が、500万円を超えているのかいないのか明らかではないが、500万円以下ならば寡婦控除27万円の適用がある。仮に、500万円超であっても子供3人のうち1人でも扶養親族に該当するか、または、同一生計で総所得金額等（注2.）38万円以下である子がいるようならば寡婦控除27万円の適用がある。さらに、扶養親族である子がおり、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合には、特別の寡婦として8万円が加算され35万円を控除することができる。まとめると、以下のようになる。

*1.	配偶者の現況	扶養親族等の要件	本人の所得要件
寡婦 (27万円控除)	離 婚	扶養親族または総所得金額等38万円以下の同一生計の子あり	なし
	死 別		
	生死不明		
	死 別	扶養親族の要件なし	合計所得金額500万円以下
生死不明			
特別の寡婦 (35万円控除)	離 婚	扶養親族である子あり	合計所得金額500万円以下
	死 別		
	生死不明		

\*1. その年の12月31日の現況による。

\*2. 表で明らかなように、離婚の場合には、扶養親族等の要件を満たす必要がある。

(注1.) 合計所得金額とは、純損失等の繰越控除をしないで計算した総所得金額等の合計額。つまり、その年のみの所得で判定することになる。

(注2.) ここでいう総所得金額等とは、その年の所得から前年以前の純損失等の繰越控除をした後の所得。

似て非なるものに『寡夫控除』があるが、こちらは合計所得金額500万円以下という所得制限及び扶養親族等の子ありが絶対要件となっている。27万円の所得控除を受けるのにもかなり差がある取り扱いとなっている。

また、《設例》では、甲は亡夫の控除対象配偶者に該当している。受給している年金の内容によるが、もし、年金収入が少額であるか、遺族年金のように非課税であるならば、その年の不動産収入は、 $75,000 \times 5 \text{ヵ月} = 375,000 \text{円}$ であるので、ここから必要経費を差し引きした不動産所得と合算した合計所得金額が38万円以下となる可能性もある。そこで、視点を変えてみるとこの場合には、子供3人のうち誰か1人の扶養親族となることのできる。従って、所得のある子1人が確定申告することにより甲を扶養親族として所得控除できることになる。

同じ1年のうちに、亡夫の控除対象配偶者として控除され、子の扶養親族としても控除されるのは不思議な感じがしないでもないが、これは、判定時期のズレによって認められている。